

生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅に
おけるサービス内容届出・公表事業実施要綱

21 福保高在第690号
平成22年9月1日
(最終改正) 31 福保高在第1561号
令和2年3月10日

第1 目的

本事業は、生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅において、「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」(21 福保高在第346号。以下「サービス指針」という。)に基づいたサービス提供が行われることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

1 生活支援サービス

緊急時対応、状況把握(安否確認)、生活相談、食事の提供、外出付添い、その他の高齢者が日常生活を営むために必要なサービスであって、高齢者の希望に応じて提供される介護保険適用外のサービスをいう。

2 生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅(以下「高齢者向け住宅」という。)

次の全てを満たす住宅をいう。

(1) 生活支援サービスを提供していること。

なお、サービスの提供方法は問わない。

(2) 一の戸建住宅又は住戸に複数の世帯が入居する場合には、世帯ごとの専用の居室(以下「居室」という。)が確保されていること。

なお、共用部分に共同して利用するための台所、水洗便所及び洗面設備を備えた戸建住宅又は住戸においては、居室の面積が7.43㎡(和室であれば4.5畳)以上確保されていること。ただし、世帯人員が2人以上の場合には、十分な面積が確保されていること。

(3) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)第6条に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」の登録(以下「住宅登録」という。)を受けていること。

3 住宅事業者

高齢者向け住宅の賃貸人又は登録事業者をいう。

4 生活支援サービス事業者

高齢者向け住宅において生活支援サービスを提供する事業者をいう。

第3 実施主体

東京都

第4 事業内容

1 高齢者向け住宅に関する届出

(1) 公表届

住宅事業者は、住宅登録申請時の申請書及び添付書類を本事業の添付書類として使用されること及び第4の2に定める事項について公表されることに同意する場合は、別に定める公表届により、東京都知事（以下「知事」という。）に届け出るものとする。

(2) 公表変更届

住宅事業者は、公表届の内容に変更があった場合は、別に定める公表変更届により、知事に届け出るものとする。

(3) 公表終了届

住宅事業者は、当該住宅を廃止する場合、当該住宅における生活支援サービスの提供を終了した場合又は住宅登録を抹消された場合には、別に定める公表終了届により、知事に届け出るものとする。

(4) 現況届

住宅事業者は、別に定める現況届により、都から求めがあった場合等必要に応じて当該住宅の現況を届け出るものとする。

2 届出内容の公表

(1) 知事は、第4の1（(3)を除く。）により届け出た高齢者向け住宅の名称、所在地、生活支援サービスに係る契約書等別に定める事項をホームページ等で公表する。ただし、別に定める場合には公表しないこととする。

(2) 知事は、既に公表届が受理されている住宅について新たな公表届を受理した場合には、従前の公表届に基づく事項の公表を終了し、新たな公表届に基づく事項を公表する。

3 公表の終了

知事は、次のいずれかに該当する場合に、第4の2に定める事項の公表を終了する。

(1) 知事が公表終了届を受理したとき。

(2) その他知事が必要と認めるとき。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年10月20日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市に所在する高齢者向け住宅のうち、サービス付き高齢者向け住宅に登録したものについては、本要綱の対象外とする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。ただし、平成30年3月31日までの登録の更新に係る届出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。